

令和6年5月1日

新宮東小学校保護者 殿

新宮東小学校運営協議会 会長 森 秀 和  
新宮東小学校PTCA 会長 勝 見 泉  
新宮町立新宮東小学校 校長 稲津 一徳

### 児童の携帯電話の学校への持ち込みについて

若草の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと拝察いたします。また、日頃より本校の教育活動に対してご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では児童の携帯電話の持ち込みについて原則禁止としながらも、数年前まで保護者の方から申請書を提出していただいた児童にはルール厳守の上、持ち込みを許可しており、その結果、全児童の半数近くの申請書が提出されるような状況となっていました。

そのため、ルールを守れなかったり、故障、紛失等のトラブルが発生したりしただけでなく、外部機関と連携した対応が必要となる事案が発生していました。このような事案は糟屋区内の多くの学校でも発生しており、莫大な金額を請求されたり人間関係が崩れたりし、警察や専門病院の支援が必要な被害が多数報告されています。

文部科学省からの「学校における携帯電話の取扱いに関する通知」でも、小学校において携帯電話は教育活動に直接必要なものでない物であるため学校への持ち込みは原則禁止するとされています。

そこで、本校でも子どもたちが被害にあわないようにするために、新宮町内の他の学校と同様に下記の通り対応させていただいています。子どもたちの安心・安全を確保するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 学校への携帯電話、スマートフォン等通信機器の持ち込みは原則禁止する。
  - ・但し、やむを得ない理由で、携帯電話が必要な際はお知らせください。（校区外から公共交通機関を使用して登校するなど）
- 登下校の安全確保のため、ちょっと待てっ隊（見守りボランティア）やPTCAと連携した見守り活動の充実を図る。
- 携帯電話やスマートフォンなどインターネットの使い方については、各学年の発達段階に応じ適切な使用の仕方を指導する。特に高学年については外部講師等を招聘し、被害にあわない具体的な対策、心得について指導する。